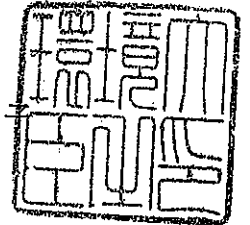




諮問第181号  
環水大土発第060421001号  
平成18年4月21日

中央環境審議会会長  
鈴木基之殿

環境大臣  
小池百合



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき  
環境大臣が定める基準の設定について（諮問）

標記について、環境基本法（平成5年法律第91号）第41条第2項第2号の規定に基づき、次のとおり諮問する。

「農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件」（昭和46年3月農林省告示第346号）（以下「告示」という。）に基づき、

- （1）別紙1の農薬に関し、告示第3号の環境大臣が定める基準を設定すること
  - （2）別紙2の農薬に関し、告示第4号の環境大臣が定める基準を設定すること
- について貴審議会の意見を求める。

(別紙1)

3-(4-クロロ-5-シクロペンチルオキシ-2-フルオロフェニル)-5-イソ  
プロピリデン-1,3-オキサゾリジン-2,4-ジオン (別名ペントキサゾン)

(別紙2)

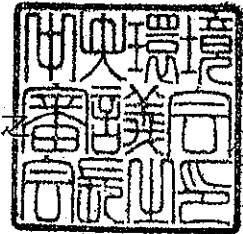
(2E) - 2 - (メトキシイミノ) - 2 - { 2 - [(3E, 5E, 6E) - 5 - (メトキシイミノ) - 4, 6 - ジメチル - 2, 8 - ジオキサ - 3, 7 - ジアザノナ - 3, 6 - ジエン - 1 - イル] フェニル } - N - メチルアセトアミド (別名オリサストロビン)



中環審第328号  
平成18年4月21日

中央環境審議会土壤農薬部会  
部会長 松本 聡 殿

中央環境審議会  
会長 鈴木 基



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき  
環境大臣が定める基準の設定について（付議）

平成18年4月21日付け諮問第181号、環水大土発第060421001号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、土壤農薬部会に付議する。